

東通村原子力発電所安全対策委員会開催

～固体廃棄物貯蔵所の増設などについて説明～

五月二十四日、東通村防災センターにおいて、東通村原子力発電所安全対策委員会が開催されました。

この委員会は、村内の関係団体等により構成されており、原子力発電所の状況の報告や確認などを行うとともに、ご意見などを伺い、村として、様々な対応をしていくため設置しているものです。

東北電力一号機については、本年四月二十八日に、安全協定に基づき、「固体廃棄物貯蔵所の増設」に関する事前了解の申し入れがあったことから、本委員会にご説明し、ご意見等を伺いました。

委員からは、「ドラム缶の腐食対策」についてのご質問があり、東北電力㈱より「固体廃棄物貯蔵所は結露しないよう除湿しており、ドラム缶が腐食することはないと考えて



越善村長あいさつ

一方、東京電力一号機については、平成十九年に発生した新潟県中越沖地震の経験の反映等のため、原子炉設置に係る一次審査が慎重に進められていきましたが、本年四月十二日、一次審査が終了し、二次審査に移行了したこと、また、本年八月十一日に「公開ヒアリング」の開催が決定したことから、本委員会にご報告しました。この公開ヒアリングと二次審査が終了すると、国



委員からのご質問

の原子炉設置許可に向けた手続きが終了することとなります。（公開ヒアリングについては広報ひがしどおり五月三十一日発行号をご覧ください。）

村では、東通原子力発電所東北電力一号機が稼働し、東京電力一号機が本年十二月に着工する予定であることから、国や関係機関と連携しながら、村民が安全に安心して生活できる村づくりを進めて参ります。



会議の状況

安全協定に基づく事前了解

原子力発電所の安全確保は、事業者である東北電力㈱が責任を持って取り組み、また、国が法令等により安全の規制を行っていますが、村としても村民の安全と安心を確保するため、東通村・青森県・東北電力㈱の3者による「安全協定」を締結しています。

この安全協定では、平常時や異常時の通報連絡、発電所への立入調査や適切な措置の要求、そして、損害賠償などについて定めています。

その一つとして、東北電力㈱が発電所や関連する施設の増設や変更等を行うため、国へ変更等の申請を行う場合には、事前に村の了解を得る(事前了解)こととしています。

※安全協定については、ホームページ「東通村の原子力」(<http://www.atom-higashidoori.jp/>)にも掲載していますのでご覧ください。